

再資源化事業等の高度化に係る認定申請の手引き

～類型① 高度再資源化事業～

令和7年12月

環境省

環境再生・資源循環局 資源循環課

目次

用語の定義.....	1
第1章 本制度の概要.....	3
1.1. 法の概要.....	3
1.2. 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の概要.....	5
1.3. 申請における共通事項.....	8
1.3.1. 情報の取り扱いについて.....	8
1.3.2. 設置について.....	8
1.3.3. 「処分の用に供する施設」と「設置しようとする廃棄物処理施設の関係性」について.....	8
1.3.4. 指標の設定について.....	9
1.3.5. 各リサイクル法等との関係性について.....	10
第2章 認定の基準.....	12
2.1. 対象となる事業内容の基準.....	12
2.2. 対象となる者の基準.....	17
2.3. 対象となる施設・設備の基準.....	21
第3章 新規認定の申請.....	26
3.1. 申請の流れ.....	26
3.1.1. 事前相談（本制度に関する照会・事業構想の相談）.....	26
3.1.2. 認定の申請（申請書の提出）.....	26
3.1.3. 標準処理期間.....	27
3.1.4. 申請手続きの流れ（申請フロー）.....	28
(1) 施設の新設を伴う場合.....	28
(2) 施設の新設を伴わない場合.....	29
3.2. 申請事項及び留意事項.....	30
(1) 計画に記載すべき事項について.....	30
(2) 計画に添付すべき書類について.....	38
(3) 留意事項等.....	46
3.3. 関連法令との関係性.....	47
3.3.1. 都市計画法との関係性.....	47
3.3.2. 建築基準法との関係性.....	47

3.3.3.	農地法・農振法との関係性	48
3.4.	申請書の作成方法	49
3.4.1.	申請書類の一覧.....	49
3.4.2.	様式等	49
第4章	変更認定の申請	50
4.1.	申請事項及び留意事項.....	50
4.2.	申請書の作成方法	52
第5章	軽微な変更の届出.....	53
5.1.	届出事項及び留意事項.....	53
5.2.	届出書の作成方法	54
第6章	廃止届出	55
6.1.	該当事案.....	55
6.2.	廃止届出書の作成方法.....	55
第7章	認定後に適用を受ける規定	56
7.1.	再資源化の実施の状況の報告	56
7.2.	報告の徴収、立入検査.....	57
7.3.	認定後に適用される各種基準について	59
(1)	処理基準について.....	59
(2)	運搬車・船舶の表示義務.....	62
(3)	再委託に係る基準.....	65
第8章	本制度に関する問い合わせ先	67

用語の定義

用語	定義
法	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 (令和6年法律第41号)
令	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 施行令(令和7年政令第3号)
規則	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 施行規則(令和7年環境省令第22号)
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
廃棄物	廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物。
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設(廃棄物処理法第8条第1項に規定する一般 廃棄物処理施設をいう。)又は産業廃棄物処理施設(廃棄物処理 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。)
都道府県知事等	都道府県知事及び廃棄物処理法施行令第27条で定める指定都市 の長等。具体的には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法第252条の 22第1項に規定する中核市の長を指す。
再資源化	廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部とし て利用することができる状態にすること。
再生材	廃棄物の再資源化によって生じる、製品の一部やその原材料とし て利用することができるもの又はその可能性のあるもの。製品又 は部品の製造事業者等に売却できる性能・性状等となっている状 態のものをいう。
再生資源	廃棄物のうち有用なものであって、原材料として利用することが できるもの又はその可能性のあるもの。製品又は部品の製造事業 者等に売却できる性能・性状等となっている状態のものをいう。
再生部品	廃棄物のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として

用語	定義
	利用することができるもの又はその可能性のあるもの。製品又は部品の製造事業者等に売却できる性能・性状等となっている状態のものをいう。
再資源化事業	再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の事業。
高度再資源化事業	需要に応じた資源循環（物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再生部品又は再生資源を廃棄物処分業者が供給する資源循環をいう。）のために実施する再資源化事業。
高度分離・回収事業	廃棄物（その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして環境省令で定めるものに限る。）から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化のための廃棄物の処分の事業。
再資源化工程の高度化	廃棄物処理施設への再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備の導入。
基準シナリオ	定量的指標の評価に当たり、認定申請を行う事業の効果を確認するための基準となるシナリオ。認定制度の類型別にその設定や算出方法が異なる。
事業シナリオ	定量的指標の評価に当たり、認定申請を行っている事業を実施した際の状況を想定したシナリオ。事業計画の目標年（計画内の目標が達成できる年で認定取得年度を初年度とし、最大で7年度まで）における申請の事業計画に係る数値、性質等を設定して算定する。なお、シナリオの範囲は申請者が実施する事業の範囲とする。

第1章 本制度の概要

1.1. 法の概要

資源循環を通じた経済成長を目指す循環経済への移行は、カーボンニュートラルのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決にも貢献でき、その加速化を図る必要がある。また、欧州を中心に世界的に製品製造等における再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅ければ成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要である。

このような状況を踏まえ、脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指すものとして、法は、令和6年5月29日に公布、令和7年11月21日に全面施行されることとなった。

法の概要は以下のとおりである。

○ 基本方針の策定

再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、基本方針[※]を策定し公表するものとする。国が目指すべき目標を定め、資源循環産業の発展に向けた施策の方向性を提示する。【法第3条】

※資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（令和7年環境省告示第2号）を参照

○ 再資源化の促進

資源循環産業全体の底上げを図るため、再資源化事業等の高度化の促進に関する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項[※]を策定し、公表するものとする。資源循環産業のあるべき姿への道筋を示すことで、産業全体の底上げを図る。【法第8条】

また、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況を報告させ、これを環境大臣が公表することとする。資源循環の促進に向けた情報基盤を整備し、製造事業者等とのマッチング機会の創出を通じた産業の底上げを図る。【法第38条、第40条】

※廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（令和7年環境省令第1号）を参照

○ 再資源化事業等の高度化の促進

先進的な再資源化事業等の高度化の取組を環境大臣が認定する制度を創設し、認定の効果として、廃棄物処理法の特例を措置することとする。国による最新の知見を踏まえた迅速な認定による制度的支援を通じて先進的な事例を重点的に支援し、先進的な事業を全国的に波及させる。【法第 11 条～第 21 条】

本手引きでは、「再資源化事業等の高度化の促進」の施策である認定制度の申請に係る手続き等について解説する。

1.2. 再資源化事業等の高度化に係る認定制度の概要

法では、上述の目的を達成するために、以下の3つの認定制度を設ける。

類型①：高度再資源化事業

類型②：高度分離・回収事業

類型③：再資源化工程の高度化

以下に各々の認定制度の趣旨の解説とその認定を受けることによる特例を示す。

○ 類型①：高度再資源化事業

<制度趣旨>

動静脈連携の推進のため、製品等の原材料となりうる再生材を、質・量の両面で安定的に供給できる再資源化事業の創出を目的としている。そのため、認定対象となる再資源化事業は、本来、製品等の原材料として利用されるプライマリー材を代替できる再生材を安定的に供給するような事業とする。言い換えれば、製品等の原材料となる再生材を供給する再資源化事業であっても、当初からその製品等が再生材由来で製造されることが一般的であり、プライマリー材を使用して製造されるものでないような場合には、この「高度再資源化事業」の対象外となる可能性がある。

<特例>

環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、当該認定に係る高度再資源化事業計画（以下「認定高度再資源化事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為（収集・運搬、中間処分）を業として実施し、又は、認定高度再資源化事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができる。

また、産業廃棄物の排出事業者が、本認定を受けた者（認定高度再資源化事業計画に記載された再委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を業として行う者を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、廃棄物処理法第12条の3に基づく産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）の交付を要しないこととしている。

○ 類型②：高度分離・回収事業

<制度趣旨>

高度な再資源化事業の創出が必要として環境省が指定する廃棄物に対し、高度な技術により、通常の再資源化方法よりも有用な再生材の分離・回収が可能な再資源化事業の創出を目的とする。そのため、認定対象は、環境省が指定する廃棄物を処理対象とし、通常の再資源化方法と比較して高度な再資源化方法と整理される事業に限られる。

<特例>

環境大臣の認定を受けた者は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けずに、当該認定に係る高度分離・回収事業計画（以下「認定高度分離・回収事業計画」という。）に従って行う再資源化に必要な行為（中間処分）を業として実施し、又は、認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を設置することができる。

○ 類型③：再資源化工程の高度化

<制度趣旨>

既に許可を取得して再資源化を行っている廃棄物処理施設において、温室効果ガス排出量の削減が十分に見込まれる設備のリプレース等が行われる場合に、その変更を認定する。一方で、認定する事業計画に、業の許可の変更に係るものは含めることはできず、仮に廃棄物処理施設の変更だけでなく業の変更許可が伴う場合は、本認定とは別に、廃棄物処理法等に基づく都道府県等による許可が必要となり煩雑な手続きとなることから、本認定制度の対象外となりうる。

<特例>

環境大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた再資源化工程高度化計画に従って行う設備の導入については、廃棄物処理法における廃棄物処理施設の変更の許可を受けたものとみなす。

※法では、「再資源化」の定義を「廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすること」（第2条第1項）としており、当面は、廃棄物を燃料製品の一部とする処理も再資源化に含まれることとしている。なお、他の法令においては、「再資源化」に含める対象の範囲の整理が異なる場合があることに留意されたい。

(参考) 認定を受けることによって不要となる廃棄物処理法の許可の対照表

		類型①	類型②	類型③
収集運搬業許可	一般廃棄物	○許可不要		
	産業廃棄物	○許可不要		
処分業許可	一般廃棄物	○許可不要	○許可不要	
	産業廃棄物	○許可不要	○許可不要	
施設設置許可	一般廃棄物	○許可不要	○許可不要	○変更許可を受けたものとみなす
	産業廃棄物	○許可不要	○許可不要	○変更許可を受けたものとみなす
根拠となる条項		法第 13 条第 1 項 及び第 9 項	法第 18 条第 1 項 及び第 5 項	法第 21 条

1.3. 申請における共通事項

1.3.1. 情報の取り扱いについて

事前相談及び審査の過程において、事業を実施する区域の地方公共団体、環境省が契約を締結する審査補助者、法第 22 条に規定する登録調査機関及び審査の過程で必要に応じて実施する審査委員会の有識者等に対し、申請書及び申請書案（いずれも添付書類を含む）の一部又は全部を共有する場合があります。

また、申請者又は申請を検討している者の情報について、国から地方公共団体への聞き取りの実施又は過去に申請者又は申請を検討している者が地方公共団体に提出した申請書や届出の写し等（いずれも添付書類を含む）について、提供を依頼しそれらを国が確認する場合があります。

1.3.2. 設置について

法における「設置」は廃棄物処理法の運用と同様に、建設行為を伴わない場合も想定される。

(例) 既に産業廃棄物処理施設として稼働している施設について、追加で一般廃棄物処理施設設置許可を取得する場合であっても、建設行為は発生していないが「設置」として扱う。

そのため法第 11 条第 2 項第 9 号の「廃棄物処理施設を設置しようとする場合」や法第 16 条第 2 項第 7 号の「廃棄物処理施設を設置しようとする場合」の判断は、いずれについても必ずしも建設行為の有無によらないことに留意すること。

1.3.3. 「処分の用に供する施設」と「設置しようとする廃棄物処理施設の関係性」について

高度再資源化事業においては法第 11 条第 2 項第 8 号で「廃棄物の処分の用に供する施設」の情報（この解説において「8号施設」という。）を、第 9 号で「廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設」の情報（この解説において「9号施設」という。）を記載する。また、高度分離・回収事業においても法第 16 条第 2 項第 6 号及び第 7 号で同様の構成となっている。

各施設の関係性については高度再資源化事業においては以下のとおりである（高度分離・回収事業についても同様の整理である）。

8号施設（処分の用に供する施設）

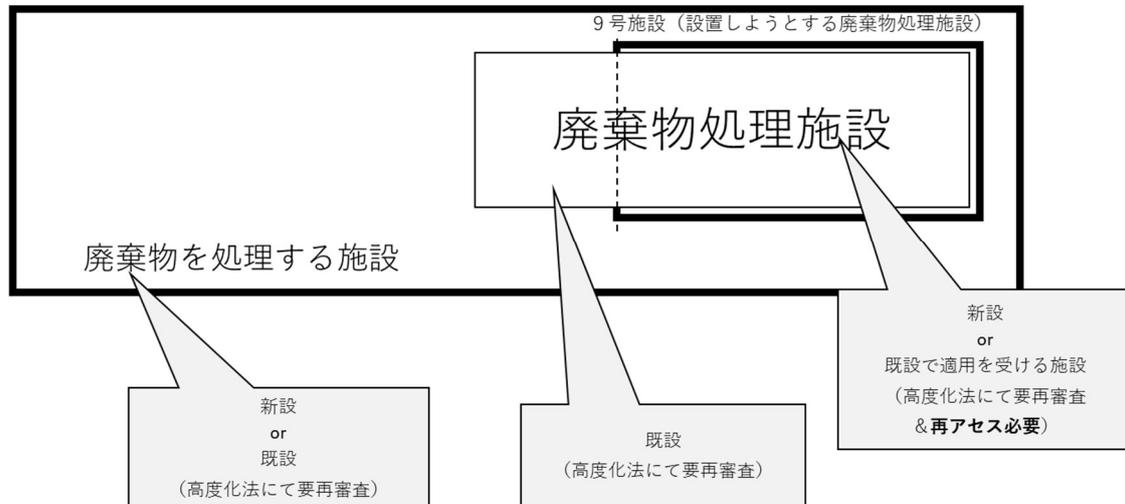


図 8号施設及び9号施設の概念の違い

上記のとおり8号施設は9号施設より広い概念であり、8号施設には廃棄物処理施設（一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設）の該当の有無に関わらず、高度再資源化事業において使用する全ての施設を記載する必要がある。

なお、既に廃棄物処理施設設置許可を有している施設を、9号施設として記載するかは任意となる（廃棄物処理施設設置許可不要の特例が得られるのは9号施設のみ）。

※9号施設を設置できるのは、申請者に限られる（再委託受託者は不可）。

既に廃棄物処理施設の許可を有している施設を9号施設に記載しない場合は再度の生活環境影響調査の実施は不要であるが（生活環境影響調査の実施が必要な施設は9号施設のみのため）、当該施設について廃棄物処理法に基づく変更許可相当の改修をしたいときは、廃棄物処理法において変更許可手続きを実施する必要があることに留意すること（高度再資源化事業及び高度・分離回収事業のいずれについても、廃棄物処理施設の変更許可にあたる特例制度がないため）。

1.3.4. 指標の設定について

認定ごとに「温室効果ガス排出量の削減効果」及び「資源循環の効果」について、要件又は事業目標となる指標設定が必要である。

各指標の算定に当たっては別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」を参考にすること。

設定すべき指標は以下のとおりである。

(参考) 認定申請に当たり算出すべき指標

指標	定義						
温室効果ガス排出量の削減効果	認定申請の範囲の温室効果ガスについて、基準シナリオにおける排出量に対し、申請事業の実施によって社会全体で削減される量を用いて評価する指標 (t-CO ₂ /廃棄物の処理量 1 t)						
資源循環の効果	類型に応じた以下の資源循環の効果に係る指標 (%) <table border="1" data-bbox="469 763 1310 1173"> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 763 608 902">類型①</td> <td data-bbox="608 763 1310 902">廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 902 608 1041">類型②</td> <td data-bbox="608 902 1310 1041">廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の製造量の比率にて評価する指標</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1041 608 1173">類型③</td> <td data-bbox="608 1041 1310 1173">廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標</td> </tr> </tbody> </table>	類型①	廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標	類型②	廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の製造量の比率にて評価する指標	類型③	廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標
類型①	廃棄物の処理量に対する、動脈産業への再生材供給量の比率にて評価する指標						
類型②	廃棄物の処理量に対する、特定の再生材の製造量の比率にて評価する指標						
類型③	廃棄物の処理量に対する、再生材製造量の比率にて評価する指標						

各指標については、認定取得年度を初年度とし、最大で7年度目の値を事業目標値として扱う。

なお、指標として扱う数値は事業目標値設定年度（最大で7年度目）の数値とし、当該事業目標年度までの期間における資源循環の効果に係る数値についても計画値として記載すること。

1.3.5. 各リサイクル法等との関係性について

廃棄物処理法における各種許可、及び各リサイクル法における認定制度の違いは、下表を参照すること。

(参考) 廃棄物処理法における各種許可、及び各リサイクル法における認定制度の違い

		申請できる者	取り扱える廃棄物	許可・認定の特徴	収集運搬業許可	中間処分業許可	廃棄物処理施設許可	再委託の可否	
廃棄物処理法	一般廃棄物処理業	指定なし	一般廃棄物	—	許可制度	許可制度		禁止 (災害時を除く)	
	(特別管理一般廃棄物) ※一般廃棄物処理業許可で扱う	指定なし	特別管理一般廃棄物 ※一般廃棄物処理業許可で扱う	廃棄物処理法第14条の4第17項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者等も、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業を行うことができる。	許可制度	許可制度		禁止 (災害時を除く)	
	一般廃棄物処理施設	指定なし	一般廃棄物、特別管理一般廃棄物	—			許可制度		
	産業廃棄物処理業	指定なし	産業廃棄物	—	許可制度	許可制度		原則禁止	
	特別管理産業廃棄物処理業	指定なし	特別管理産業廃棄物	—	許可制度	許可制度		原則禁止	
	産業廃棄物処理施設	指定なし	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	—			許可制度		
	広域認定制度	一般廃棄物	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品が廃棄物(一般廃棄物、特別管理一般廃棄物)となったもの(告示の17品目が対象。広域処理が不向きな性状のものを除く)	製造・販売事業者等が製品等を広域的に回収・再資源化する事業に対する認定制度	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可
産業廃棄物		製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品が廃棄物(産業廃棄物、特別管理産業廃棄物)となったもの(広域処理が不向きな性状のものを除く)	製造・販売事業者等が製品等を広域的に回収・再資源化する事業に対する認定制度	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可	
食品リサイクル法	再生利用事業計画の認定	食品関連事業者 特定肥飼料等製造業者 特定肥飼料等の利用者	食品廃棄物等	食品廃棄物等の再資源化を行う事業。荷積み・荷下ろしを行う市区町村の一般廃棄物収集運搬許可が不要になる。	一廃のみ許可不要	(廃棄物処理法で許可)	(廃棄物処理法で許可必要)	禁止	
小型家電リサイクル法	再資源化事業計画の認定	指定なし	使用済小型電子機器等	使用済小型電子機器の再資源化を行う事業。一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業及び処分業許可が不要になる。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可	
プラスチック資源循環促進法	再商品化計画の認定	地方公共団体	市町村が分別して収集するプラスチック使用製品廃棄物	市区町村が再商品化計画を作成し再商品化事業者と連携して事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	原則禁止	
	自主回収・再資源化事業計画の認定	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品を含む使用済プラスチック使用製品	製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可	
	再資源化事業計画の認定	排出者、再資源化事業者	排出事業者等が排出したプラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者又は排出事業者から委託を受けた者が再資源化事業計画を作成し事業を行う。	不要	不要	(廃棄物処理法で許可必要)	可	
再資源化事業等高度化法	高度再資源化事業計画の認定	一般廃棄物	指定なし	一般廃棄物(家電4品目を除く)	製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進。温室効果ガス削減必須。	不要	不要	許可不要	可
		産業廃棄物	指定なし	産業廃棄物(家電4品目を除く)	同上	不要	不要	許可不要	可
	高度分離・回収事業計画の認定	一般廃棄物	指定なし	告示で指定する廃棄物	特定の廃棄物における分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進。温室効果ガス削減必須。		不要	許可不要	禁止
		産業廃棄物	指定なし	告示で指定する廃棄物	同上		不要	許可不要	原則禁止
	類型③	一般廃棄物	指定なし	一般廃棄物、特別管理一般廃棄物	既存の廃棄物処理施設に対して高効率な設備導入等を促進。温室効果ガス削減必須。			廃棄物処理法変更許可とみなす	
	産業廃棄物	優良産業廃棄物処分業者	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物	同上			廃棄物処理法変更許可とみなす		

※実際に申請する際には各種法令の手引き等を参照されたい。

第2章 認定の基準

新規認定の申請者は、3つの認定制度のうち自らが申請しようとする認定制度について、法及び規則に規定する基準（事業内容の基準、申請者の能力の基準、廃棄物処理施設・設備の基準）を満たす必要がある。

2.1. 対象となる事業内容の基準

【法 第11条第4項第1号及び第2号】

第十一条

(中略)

4 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 高度再資源化事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること¹。
- 二 高度再資源化事業の内容が、再資源化により得られる再生部品又は再生資源がその供給を受ける者の需要に適合していると認められること²、第二項第四号に規定する指標からみて当該再生部品又は再生資源の大部分が当該者に対して供給されると認められることその他の環境省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

【規則 第8条】

(高度再資源化事業の内容の基準)

第八条 法第十一条第四項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 再資源化により得られる再生部品又は再生資源が、利用されると見込まれる製品等に要求される標準的な規格及び市場の状況に照らして、法第十一条第二項第四号に規定する者³に対して当該再生部品又は再生資源を安定的に供給することができると認められること。
- 二 第三条第一号に規定する数量⁴及び法第十一条第二項第四号に規定する者が行い、又は行おうとする事業の属する業種の業態に照らして、法第十一条第二項第四号に規定する指標⁵が適切に算出されたものであり、かつ、当該者に対して再生部品又は再生資源の大部分が供給されると認められること。
- 三 収集しようとする廃棄物が、通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって、生活環境保全上支障が生じるおそれ⁶がある場合には、当該支障を防止するための適切な措置⁷が講じられていること。
- 四 高度再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合には、委託する業務の範囲及

び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置 ⁸を講じていること。

五 当該申請に係る申請者及び法第十一条第二項第六号に規定する者が実施する高度再資源化事業の一連の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。

六 高度再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置 ⁹を講じていること。

七 高度再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

八 地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものであると認められること ¹⁰。

九 トレーサビリティが確保されるものであると認められること ¹¹。

十 再資源化により得られる再生部品又は再生資源を我が国の資源循環の促進に資する事業活動を行う者に供給するものであること ¹²。

【法 第 15 条】

第十五条 この節の規定は、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器が廃棄物となったものについては、適用しない。

【解説】

高度再資源化事業では、再資源化の実施に伴って温室効果ガスの排出量を削減できることに加え、法第 11 条第 4 項第 2 号の規定により、再資源化によって得られる再生部品や再生資源が事業計画で定める需要者の需要に適合し、かつ、大部分が当該需要者に供給される事業であることが求められるほか、規則第 8 条に定める基準に全て適合している事業であることが求められる。なお、法第 15 条のとおり特定家庭用機器（家電リサイクル法対象品目）は対象外である。

1. 「高度再資源化事業の内容が基本方針に照らして適切なものであること」とは、基本方針を踏まえ、再資源化事業の効率的な実施や再資源化の生産性向上、再資源化工程から排出される温室効果ガスの量の削減に貢献する事業であることを求めている。
2. 「再資源化により得られる再生部品又は再生資源がその供給を受ける者の需要に適合していると認められること」とは、再生部品又は再生資源を使用する需要者（製造事業者）が求める質や量に適合することを求めている。
3. 「法第十一条第二項第四号に規定する者」とは、「再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者」であり、再生部品や再生資源の需要者を指す。
4. 「第三条第一号に規定する数量」とは、「認定後一年間に再資源化される見込みの廃棄

物の種類ごとの数量」である。

5. 「法第十一条第二項第四号に規定する指標」とは、「再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標」であり、別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」に基づいて算出される指標である。
6. 「通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって、生活環境保全上支障が生じるおそれ」があるものとは、例えば生ごみや揮発性油のように腐敗性・揮発性が高く、処理に要する期間が長くなることで周辺生活環境の保全が困難と考えられる廃棄物を指す。
7. 「生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合には、当該支障を防止するための適切な措置」とは、腐敗性のある廃棄物を取り扱う場合にあっては、温度管理機能を有する設備を用いる措置等である。
8. 「当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置」とは、当該廃棄物を扱うために必要な知識の提供、技術の指導を行う等の措置が講じられていることを求めている。
9. 「高度再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置」とは、毎年度の提出が必要な報告書の作成が可能となるよう、以下の措置を講じることを求めている。

〈求める措置〉

- 高度再資源化事業における（廃棄物の収集から再資源化により得られた物の利用までの）一連の行程を、申請者が統括して把握できるようにすること。
 - 再資源化により得られた再生部品又は再生資源の種類ごとの重量が把握できるようにすること。
 - 高度再資源化事業の実施の状況を把握するための任意の管理方法を記載すること。
10. 「地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものと認められること」とは、一例として、その廃棄物の処理において、地域の住民を雇用する、再委託受託先に地域の事業者を追加する、地域の環境保全活動の取組に協力する、得られた再生材を地域の製造事業者等に供給する等の取組を行っていることが挙げられる。また、廃棄物が市町村から委託された一般廃棄物である場合においては、高度再資源化事業の内容が当該市町村の一般廃棄物処理計画を阻害するものではないことに留意すること。
 11. 「トレーサビリティが確保されるものであると認められること。」とは、規則第3条第

4号で規定される要素（廃棄物の収集、運搬及び処分並びに再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者への引渡しの行程において、当該廃棄物及び再資源化を実施した廃棄物の種類、数量、性状及び所在について、記録すること、及びこれらを把握できる状態をいう。）を満たした体制を確立することであり、具体的な方法については各計画の中での申請者の提案に委ねている。なお、必ずしも常にリアルタイムで廃棄物等の所在や性状を詳細に把握できるような先進的な方法は求めないが、廃棄物の収集から再生部品又は再生資源の供給を受ける者への引渡しの行程におけるトレーサビリティを確保する必要がある。例えば、廃棄物処理法第12条の3に基づくマニフェスト交付の適用除外であるものの、トレーサビリティ確保の手段としてマニフェストの活用を計画する場合においては、「再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者への引渡しの行程」における情報がマニフェストのみでは不足しているため、別途、当該工程における情報を記録・把握等することができる仕組みを設ける必要があることに留意されたい。

12. 「我が国の資源循環の促進に資する事業活動を行う者に供給するものであること」とは、国が特例として認定する再資源化事業であれば、当然、我が国の資源循環に寄与するものであるべきといった前提から規定しているものであり、例えば以下のような例が考えられる。

（例）

- 国内で収集した廃棄物から製造した再生材を国内の製造事業者に供給する
- 国内で収集した廃棄物から製造した再生材を海外に輸出し、製造した製品の一部を日本に輸入する
- 国内で収集した廃棄物から製造した再生材を海外の現地法人に輸出する

(参考) 法における再委託とトレーサビリティ確保の想定について

- 廃棄物処理法において、一般廃棄物については廃棄物処理法第7条第14項により再委託が禁止されており、産業廃棄物については廃棄物処理法第14条第16項より原則再委託が禁止されている。
- 一方で、法における高度再資源化事業計画に係る認定の申請者については、法第13条第5項の規定により、上記再委託禁止規定においては一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者とみなされないため、再委託が可能となっている。
- なお、法第13条第6項の規定により、申請者からの再委託受託者は、上記再委託禁止の規定が適用されるため、(排出事業者から見ての) 再々委託は認められない。

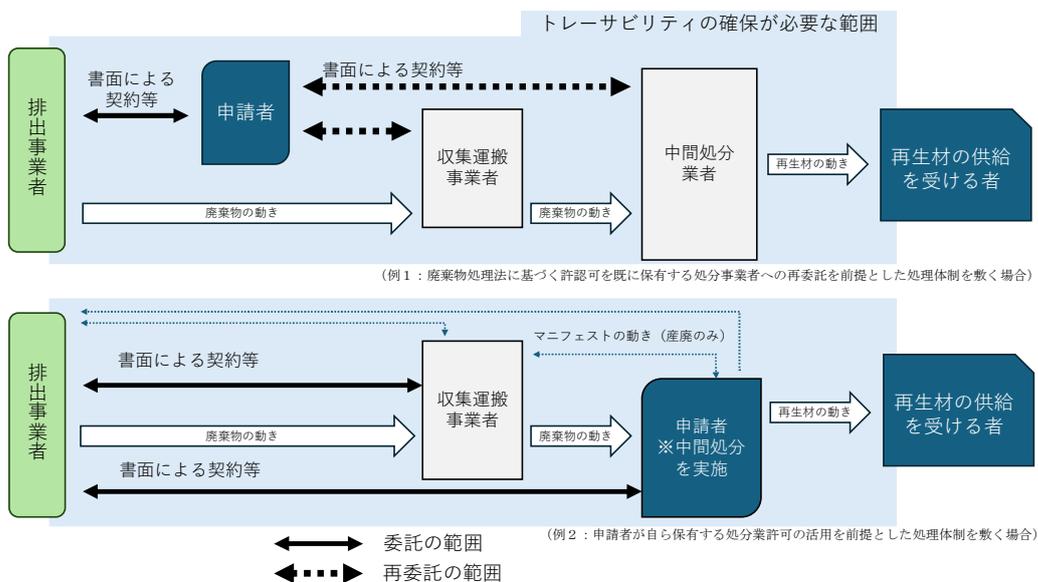


図 法で認められる再委託の範囲の例と確保すべきトレーサビリティの範囲

2.2. 対象となる者の基準

【法 第 11 条第 4 項第 3 号】

第十一条

(中略)

4 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

三 申請者（第二項第六号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。第五号において同じ。）の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

(略)

【規則 第 9 条第 1 号】

第九条 法第十一条第四項第三号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者の能力に係る基準

イ 高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること^{1。}

ロ 高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

^{2。}

(略)

【解説】

本制度の認定を受けようとする個人又は法人は、規則第 9 条第 1 号に定められる基準の全てに適合していることが求められる。

1. 「高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とは、法のみならず、廃棄物処理法についても把握したうえで、取り扱う廃棄物の性質、特徴、取扱方法、環境に与える影響等を熟知し、かつ、当該処理を適確に行うための技術、能力を有することをいう。このことを証明するために後述する添付資料を求める。
2. 「高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とは、高度再資源化事業を適正、確実に行えるような経理的基礎能力を有することをいう。このことを証明するために後述する添付資料を求める。

【法 第 11 条第 4 項第 4 号ハ】

第十一条

(中略)

4 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

四 高度再資源化事業計画に第二項第九号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

(中略)

ハ 申請者の能力が、第二項第九号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(略)

【規則 第12条】

第十二条 法第十一条第四項第四号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること¹。
- 二 廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること²。
- 三 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行うつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること³。

【解説】

認定を受けようとする計画により、廃棄物処理施設を設置しようとする場合、申請者である個人又は法人は、規則第12条に定められる基準の全てに適合していることが求められる。

1. 「廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とは、一般廃棄物処理業者や産業廃棄物処理業者と同様の基準が適用されているということを認識し、法を順守し、適正かつ確実な知識及び技術的な能力を有することを指す。このことを証明するために後述する添付資料を求める。
2. 「廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」とは、高度再資源化事業に係る廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適正、確実に行えるような経理的基礎能力を有することを指す。「経理的基礎を有すること」については、「高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」を示す書類の内容をもって審査する。

3. 「廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること」とは、廃棄物処理施設の設置をし、維持管理して事業を継続していくためには、周辺地域と調和を図り、理解を得ることも重要である。具体的な措置の一例としては、施設周辺の住民への説明会の開催、地域住民との行事の開催等の取組が挙げられる。なお、周辺地域に、教育施設、医療施設や社会福祉施設等が設置されている場合は、特に調和の確保に向けた一層の取組が求められる。申請の際には、調和を図るための取組を申請書類に記載するとともに、可能な限り事業を開始する前に取組を実施する必要がある。（申請以降に取組を実施する計画段階での申請も可能であるが、当該取組状況については、認定後、報告徴収等による確認を想定しており、取組を実施していないことが確認された場合は、法 12 条第 3 項第 5 号に抵触する可能性があることに留意すること。）

【法 第 11 条第 4 項第 5 号】

第十一条

(中略)

4 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

五 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 次条第三項の規定により認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十六条第三項第六号ニ及び第二十条第三項第六号ハにおいて同じ。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれか

に該当する者があるもの

へ 個人であつて、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者

(略)

【解説】

本制度の認定を受けようとする個人又は法人は、法第 11 条第 4 項第 5 号に定められる要件（欠格要件）の全てに該当していないことが求められる。ここで、「廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者」及び「廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者」は、廃棄物処理業に関する欠格要件に当たり、これらの要件に該当しないことが求められる。

2.3. 対象となる施設・設備の基準

【法 第 11 条第 3 項】

第十一条

(中略)

- 3 高度再資源化事業計画に前項第九号に掲げる事項を記載する場合には、当該高度再資源化事業化計画には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を添付しなければならない。

(略)

【規則 第 7 条】

(生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

第七条 法第十一条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
- 二 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- 三 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- 四 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- 五 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- 六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- 七 その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

【解説】

本制度の認定を受けようとする際に廃棄物処理施設を新たに設置する個人又は法人は、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、規則第 7 条に定める事項を記載した書類を作成しなければならない。

規則各号の記載事項の詳細については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月改訂 https://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/index.html) を参照のこと。

【法 第 11 条第 4 項第 3 号】

第十一条

(中略)

4 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

三 申請者（第二項第六号に規定するものがある場合にあつては、当該者を含む。第五号において同じ。）の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合すること。

(略)

【規則 第 9 条第 2 項及び 3 項】

(高度再資源化事業計画の申請者の能力等に係る基準)

第九条 法第十一条第四項第三号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(中略)

二 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ 廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、船舶、運搬容器その他の運搬施設を有すること¹。

ロ 積替施設を有する場合には、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること²。

三 廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

イ 再資源化を実施する廃棄物の種類に応じ、その廃棄物の処分に適する施設であること³。

ロ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ 当該施設が廃棄物処理施設（法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設として高度再資源化事業計画に記載するものを除く。）である場合にあつては、当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けたものであること⁴。

ニ 保管施設を有する場合には、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

【解説】

廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準については、規則第9条第2項に適合することが求められる。

また、廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準については、一般廃棄物にあつては廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けた廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物にあつては廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた廃棄物処理法施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設を用いて処理を行う場合、規則第9条第3項に適合していることが求められる。なお、本申請に基づいて新たに設置する廃棄物処理施設については、法第11条第4項第4号に適合することが必要である。

1. 廃棄物の収集運搬において、「廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、船舶、運搬容器その他の運搬施設を有すること」とは、運搬車及び船舶並びに運搬容器について、廃棄物の形状に応じた構造のものであること、飛散防止のためシート掛け等ができるものであること等が必要である。また、運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講じることができる構造のものであることが必要である。
2. 廃棄物の収集運搬において、「積替施設を有する場合には、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること」とは、積替えに当たり、廃棄物の形状に応じた構造であることに加え、油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共の水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、地下浸透を防止するためのコンクリート敷設や、汚水の流出を防止するための排水溝の設置等の周辺環境の汚染を防止する措置を講ずる必要がある。
3. 廃棄物の処分に当たり、「再資源化を実施する廃棄物の種類に応じ、その廃棄物の処分に適する施設であること」とは、計画に含まれるいずれの施設についても、再資源化の工程で必要となる施設であることを求めている。
4. 「当該施設が廃棄物処理施設（法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設として高度再資源化事業計画に記載するものを除く。）である場合にあつては、当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けたものであること」とは、申請に係る処分を行う廃棄物に応じて、廃棄物処理法に基づき必要な都道府県知事等の設置許可を得た施設であることが必要である。

【法 第 11 条第 4 項第 4 号イ】

第十一条

(中略)

4 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

四 高度再資源化事業計画に第二項第九号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

イ 第二項第九号二に掲げる計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

(略)

【規則 第 10 条】

(高度再資源化事業計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十条 法第十一条第四項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設のうち、廃棄物処理法第八条第一項に規定するごみ処理施設をいう。）にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第四条第一項の規定の例によること。
 - 二 産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法施行規則第十二条及び第十二条の二の規定の例によること。
- 2 再資源化に必要な行為の用に供する廃棄物処理施設に係る法第十一条第四項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。
- 一 再生部品又は再生資源が製品の部品又は原材料に求められる規格を満たすための設備又は装置が設けられていること。
 - 二 投入された廃棄物から、効率的に再生部品又は再生資源が得られる構造であること。
 - 三 安定的に再生部品又は再生資源を供給するために必要な措置が講じられていること。

【解説】

高度再資源化事業計画に第二項第九号に掲げる事項が記載されている場合として、本制度の認定を受けようとする際に廃棄物処理施設を新たに設置する個人又は法人は規則第 10 条に定められる基準の全てに適合していることが求められる。

廃棄物処理法におけるごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設に該当する施設を設置する場合には、廃棄物処理法施行規則第 4 条第 1 項に定めるごみ処理施設の技術上の基準又は

廃棄物処理法施行規則第 12 条及び第 12 条の 2 に定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合することが必要である。

加えて、再資源化のために必要な施設については、製品の部品又は原材料に求められる規格を再生部品又は再生資源が満たすために必要な構造及び設備が備えられていることに加え、再生材又は再生資源が、可能な限りエネルギーや残渣の発生等において無駄のない効率的、かつ、安定的に、申請における供給先の需要に適合するものとして再資源化できる構造となっていることが必要である。

【法 第 11 条第 4 項第 4 号ロ】

第十一条

(中略)

4 環境大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る高度再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(中略)

四 高度再資源化事業計画に第二項第九号に掲げる事項が記載されている場合には、次のイからハまでのいずれにも適合するものであること。

(中略)

ロ 第二項第九号二及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

(略)

【規則 第 11 条】

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第十一条 法第十一条第四項第四号ロの環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【解説】

「特に適正な配慮が必要であると認められる施設」の範囲については、その施設の特性上、人が利用し、その利用者に共通の特性がある施設をいうものであって、例えば、学校及び病院等が考えられる。

第3章 新規認定の申請

3.1. 申請の流れ

3.1.1. 事前相談(本制度に関する照会・事業構想の相談)

(※申請者の判断を基に必要に応じて実施)

環境省では、認定申請の具体的な検討・手続き準備に入る前に、申請希望者の持つ構想や事業計画案が本認定制度に適したものであるか否かを判断するため、本手引きを事前に確認し、意見交換等を行う「事前相談」を受け付けている。

事前相談では、処理工程図や処理方法に関する情報を含む事業計画の作成等により事業構想の具体化や各基準等の適否可能性を確認できるとともに、申請後の審査において書類等の補正指示等の手戻りが大きく減らせる等により、審査をスムーズに行うことが可能となることから、環境省では、可能な限り、申請前の事前相談実施を推奨している。

事前相談に当たっては、最低限、巻末の申請様式のうち、「(別紙1・補足資料) 計画の概要」を作成したうえで、環境省環境再生・資源循環局資源循環課にご相談されたい。その提出された「計画の概要」については、関係する地方公共団体に共有する必要があることに留意すること。また、事前相談では、作成された申請書類一式の記載事項について事前確認することも可能であり、審査時において書類不備等による認定不可となることを避けることができる等の観点から、申請希望者におかれては、申請に係る書類一式の確認まで事前相談することが望ましい。

3.1.2. 認定の申請(申請書の提出)

申請書類は環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課に提出すること。

審査では、申請書類に不備等がないか確認(1次審査)した後に、申請内容の認定基準への適合や行政処分の有無の確認等(2次審査)を行う。なお、必要に応じて、申請者の協力の下で現地調査による確認を行うこともある。

また、提出された資料のうち、別紙1に付属する補足資料「計画の概要」については地方公共団体に意見聴取等を行う際に必要となるため、地方公共団体に共有する必要がある。

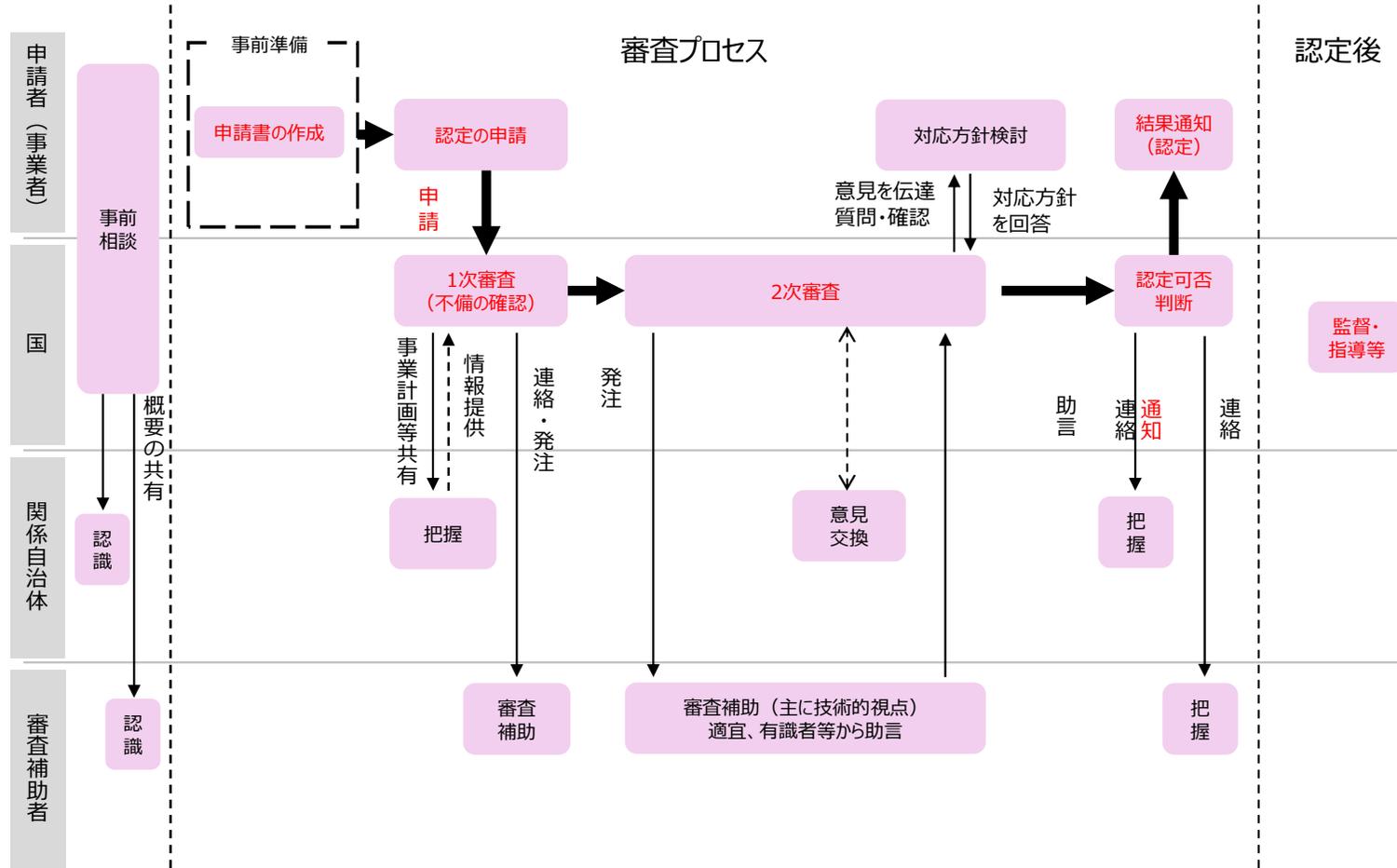
※申請書の編纂・印刷方法等は「3.4 申請書の作成方法」を参照。

3.1.3. 標準処理期間

新規申請の認定に係る標準処理期間は、焼却施設を新たに設置する場合は 180 日、それ以外の場合は 120 日である。なお、審査の進捗等に係る連絡は行わない。

また、この期間は、環境省の担当者が申請書類を受理した日から認定日までの期間（土日祝日を含み、申請書類の受理後書類の不備が発覚した場合の補正期間は除く。）であり、事前確認に係る期間は含まれない。

(2) 施設の新設を伴わない場合



赤字：法に基づく手続き

3.2. 申請事項及び留意事項

高度再資源化事業計画の認定を申請するには、高度再資源化事業計画（申請書及び別紙1から別紙15まで）に加え、添付書類（添付1から添付14）まで）が必要である。

(1) 計画に記載すべき事項について

書類		説明
本体	申請書（高度再資源化事業計画）	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の氏名等、必要事項を記入すること。なお、各欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、適宜、別添を用意し、その旨を記入すること。
別紙1	再資源化の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の回収から再資源化を経て最終処分施設及び再資源化により得られた物の利用までの、一連の再資源化の流れと委託の流れについてのフロー図及び必要事項を記入すること。 なお、補足資料は、申請受付時に国から地方公共団体に対して共有する。 詳細は後段の補足を参照すること。
別紙2-1	再生部品・再生資源の供給先一覧（代表的な供給先）	<ul style="list-style-type: none"> 当該廃棄物から製造される再生部品・再生資源の供給先について必要事項を記載すること。 なお、本紙に記載する供給先に変更が生じた場合は変更認定の対象となることに留意すること。
別紙2-2	再生部品・再生資源の供給先一覧（その他の供給先）	<ul style="list-style-type: none"> 当該廃棄物から製造される再生部品・再生資源の供給先について必要事項を記載すること。
別紙3	指標の算出結果	<ul style="list-style-type: none"> 後述する添付5との整合に留意しつつ、指標の算出結果について記載すること。
別紙4	認定を受けようとする者の一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 認定を受けようとする者について必要事項を記載すること。 規則第4条第2項に規定する措置について、情報通信技術を用いた収集運搬事業者に関する情報の確認可否・確認方法の具体的手法について記載すること。
別紙5-1	処理管理体制（処理行	<ul style="list-style-type: none"> 処理工程について文書で説明を行う。申請者が

書類		説明
	程)	<p>直接実施をする行程と再委託する行程のいずれについても記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細は後段の補足を参照すること。
別紙 5-2	処理管理体制（組織及び役割）	<ul style="list-style-type: none"> 処理管理体制について、各組織及びその役割について記載を行う。なお記載範囲は申請者が直接実施をする行程と再委託する行程のいずれについても記載を行う。 詳細は後段の補足を参照すること。
別紙 6	トレーサビリティを確保するための仕組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物のトレーサビリティを確保するための方法を記載。 詳細は後段の補足を参照すること。
別紙 7	本事業に用いる回収拠点の一覧	<ul style="list-style-type: none"> 回収拠点（廃棄物の収集又は運搬を行う事業所）について、必要事項を記載すること。
別紙 8	本事業に用いる処分拠点の一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 申請者及び再委託受託者の全ての処分拠点（処理施設が1つ以上存在する申請者及び再委託受託者の事業所）の概要を記載すること。
別紙 9 群	各処分拠点の詳細	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 8 に記した処分拠点のうち、高度再資源化事業計画の認定範囲に含まれる処分拠点について計画地周辺の状況や工程図、保管施設の概要、事業地の情報を記載すること。 保管施設については、申請者が自ら設置する施設のみ記載すること。
別紙 10 群	本事業に用いる処理施設の詳細	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 8 に記した処分拠点のうち、高度再資源化事業計画の認定範囲に含まれる処分拠点ごとに処理施設の詳細を記載すること。
別紙 11 群	本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 10 群に記す「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに必要事項を記載すること。
別紙 12 群	本事業で新たに設置する廃棄物処理施設の詳細	<ul style="list-style-type: none"> 別紙 10 群に記す「新たに設置する施設への該当性」で「該当」かつ、「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに必要事項を記載すること。 申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。
別紙 13 群	廃棄物処理施設を設置	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が本認定申請に係る廃棄物処理施設を新

書類		説明
	する場合の導入予定設備・装置の一覧等	<p>たに設置する場合に提出を必要とし、廃棄物処理施設を設置しない場合、又は、再委託受託者が設置する場合は作成不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備が複数の施設にまたがる場合は施設ごとに本紙を作成すること。 記載内容は、別紙 12 群や後述する添付 1、添付 10 と整合させること。
別紙 14	生活環境に係る被害を防止するための措置について	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合に、申請者が当該高度再資源化事業の責任者として、必要な措置を講じる旨を誓約すること。
別紙 15	誓約・保証書	<ul style="list-style-type: none"> 様式に記載している各種要件に適合している旨を誓約すること。

【補足説明】

ア 全頁共通 旧氏（旧姓）の記載について

申請書における申請者氏名又は法人における代表者名記載欄や、別添 2 の法人役員記載欄等、全頁で共通し個人の氏名を記載する際は、旧氏使用が可能である。

旧氏使用を希望する場合は、氏名欄に旧氏を併記（※）し、必要に応じ旧氏が記載された住民票の写しや登記事項証明書等、公的な証明書類を添付すること。なお、旧氏のみ単記は不可とする。

（※）「氏 名前（旧氏 名前）」とする 記載例「環境 花子（資源 花子）」

イ 別紙 1 「再資源化の実施方法」

「1. 処理フロー図」では、廃棄物の回収から再資源化を実施する最終処理施設までの、一連の廃棄物の処理の流れと情報の流れを表すフロー図を作成すること。加えてマニフェストの運用が必要な事業については、その流れも記載すること。ただし、審査を受ける範囲と特例を受ける範囲が分かるように明記すること。また、再資源化により再生部品又は再生資源以外の残渣が生じる場合は、その処理の委託先及び処理方法についても記入すること。加えて、生活環境保全上支障が生じるおそれがある廃棄物を扱う場合は、防止措置を講じる旨、記載の補足を行うこと。

〈再資源化により生じた残渣の処理を委託する際の注意点〉

- 当該高度再資源化事業の事業活動に伴い生ずる廃棄物とすること
- 残渣処理の受託者は、認定高度再資源化事業計画の特例の対象外となり、廃棄物処理法その他の法令に基づき適正に処理すること

「3. 地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組」については、申請者が行う取組について記載すること。例えば、再委託先として地元の収集運搬業者を採用する、従業員として地域住民を雇用する、企業版ふるさと納税を実施する、児童・生徒等の地域住民を対象とした環境学習会を開催する、などの取組が挙げられる。

「4. 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組」については、廃棄物処理施設を設置する場合のみ記載し、それ以外の場合は本項目を削除すること。取組の例としては、周辺住民と対象とした説明会の実施、周辺家屋への戸別訪問及び事業の説明、周辺地域で実施される会合での説明の実施、などの取組が挙げられる。

「5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」については、法で事業拡大をする場合のみ記載し、それ以外の場合は本項目を削除すること。また、申請者に係る内容のみを記述し、再委託受託者の内容は含めないこと。

- ウ 別紙2-1「再生部品・再生資源の供給先一覧表（代表的な供給先）」、別紙2-2「再生部品・再生資源の供給先一覧表（その他の供給先）」

別紙2-1及び別紙2-2では、再資源化によって得られる再生部品又は再生資源の供給先を記載する。供給する再生部品又は再生資源の量又は質のいずれかの観点で代表的と申請者が考える供給先2者までを別紙2-1に、その他の供給先を別紙2-2に記載すること。なお、別紙2-1に記載する供給先に変更が生じた場合は変更認定の対象となることに留意すること。

- エ 別紙4「認定を受けようとする者の一覧表」

「3. 規則第4条第2項に規定する措置（再委託受託者の追加に係る措置）」については、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により再委託先に係

る情報を確認できる措置の有無及びその内容について記載すること。例えば、最新の再委託受託者リストが掲載されている HP のアドレスを環境省と共有する、最新の再委託受託者リストを管理しているシステムの閲覧者 ID を環境省に付与する、再委託受託者のリストを更新した後、直ちに（少なくとも当日中に）そのリストを環境省にメールで共有する、などの措置が考えられる。

オ 別紙 5-1 「処理管理体制（処理行程）」

別紙 5-1 では、排出事業者から中間処理、再生利用までにかかる一連の廃棄物処理の流れについてその処理管理体制を記載するものとする。記載に当たっては記載例を参照すること。また、記載を行う際には、別紙 1 に記載した番号と一致するように留意すること。

カ 別紙 5-2 「処理管理体制（組織及び役割）」

別紙 5-2 では、排出事業者から中間処理、再生利用までにかかる一連の廃棄物処理の流れに関与する各主体がどのような役割を担っており、どのような業務を行っているかを記載すること。記載に当たっては記載例を参照し、作成をすること。

キ 別紙 6 「トレーサビリティを確保するための仕組みの概要」

別紙 6 では、排出元事業者から、収集運搬、中間処理、再生材の供給までにかかる一連の廃棄物の処理の流れについてトレーサビリティを担保している仕組みを記載すること。記載に当たっては、廃棄物の種類、数量、性状、所在の 4 点について、誰が、何時、何処で、何を、どうやって処理しているのかの情報を明示すること。

なお、マニフェスト制度に準じた方法等によって管理を行う場合は、管理システムの概要を示す図と具体的な管理方法を記入すること。独自のシステム・管理手法を用いる場合は、当該システム・管理手法の概要を示す図と具体的な管理方法を記入すること。

ク 別紙 12 群「本事業で新たに設置する廃棄物処理施設の詳細」

別紙 10 群に記す「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、別紙 12 群に当該施設ごとに必要事項を記載すること。ただし、申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

なお、新設を行う場合であって、申請時には所有権を有していない場合には、設置時

に立入検査又は報告徴収により、権原書類を確認する場合がある。

(参考) 上記に関連する法・規則の記載箇所

【法 第 11 条第 1 項及び第 2 項】

(高度再資源化事業計画の認定)

第十一条 需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業（以下「高度再資源化事業」という。）を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、高度再資源化事業の実施に関する計画（以下「高度再資源化事業計画」という。）を作成し、環境大臣の認定を申請することができる。

2 高度再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項第二号ロ及びハ、第三十二条、第四十八条並びに第五十一条を除き、以下同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 四 再資源化の実施方法、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者、再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標その他高度再資源化事業の内容
- 五 高度再資源化事業を実施する区域
- 六 廃棄物の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
- 七 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設
- 八 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
- 九 廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる事項
 - イ 廃棄物処理施設の設置の場所
 - ロ 廃棄物処理施設の種類
 - ハ 廃棄物処理施設の処理能力
 - ニ 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - ホ 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 十 その他環境省令で定める事項

(略)

【規則 第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条】

(高度再資源化事業計画の記載事項)

第三条 法第十一条第二項第四号の高度再資源化事業の内容は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

- 一 当該申請に係る再資源化を実施する廃棄物の種類及び再資源化により得られる見込みの再生部品又は再生資源の数量
- 二 当該申請に係る高度再資源化事業を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該高度再資源化事業を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲
- 三 当該申請に係る申請者及び法第十一条第二項第六号に規定する者が実施する高度再資源化事業の一連の行程を申請者が統括して管理する体制
- 四 トレーサビリティ（廃棄物の収集、運搬及び処分並びに再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者への引渡しの行程において、当該廃棄物及び再資源化を実施した廃棄物の種類、数量、性状及び所在について、記録すること、及びこれらを把握できる状態をいう。以下同じ。）を確保するための仕組みの概要

第四条 法第十一条第二項第六号に規定する者が法人である場合にあつては、高度再資源化事業計画に法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を付記するものとする。

- 2 法第十一条第二項第六号に規定する者に関する情報について、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が直ちに当該情報を確認することができる措置の有無及び当該措置が講じられている場合には、その内容を付記するものとする。

第五条 法第十一条第二項第九号ニに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物処理施設の位置
- 二 廃棄物処理施設の処理方式
- 三 廃棄物処理施設の構造及び設備
- 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- 五 設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量及び同項に規定するばい煙濃度並びにダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- 六 その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

- 2 法第十一条第二項第九号ホに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- 三 その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

第六条 法第十一条第二項第十号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 高度再資源化事業を開始してから当該高度再資源化事業により得られる再生部品又は再生資源をその供給を受ける者へ引き渡すまでに要する期間
- 二 高度再資源化事業において一般廃棄物処理基準又は法第十三条第四項の政令で定める基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置
- 三 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設である場合には、当該廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 四 廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に係る着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(2) 計画に添付すべき書類について

添付資料	資料番号	書類の具体例	申請者		再委託受託者	
			産業廃棄物 中間処分業者	左記以外	許可業者	許可業者以外
1. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面 （規則第2条第1号）	添付1	事業所全体の平面図 保管施設の構造がわかる図面 中間処分施設の構造がわかる図面	必要	必要	（建設工事を伴う場合） 必要	必要
2. （申請者が法人である場合） 定款及び登記事項証明書 （規則第2条第2号）	添付2	定款 登記事項証明書（※1）	（申請者が法人の場合） 必要	（申請者が法人の場合） 必要		
3. （申請者が個人である場合） 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） （規則第2条第3号）	添付3	住民票（※1）（※2）	（申請者が個人の場合） 必要	（申請者が個人の場合） 必要		
4. 申請者（法第十一条第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。）が規則第九条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類 （規則第2条第4号）	添付4	責任の区分に応じた日本産業廃棄物処理振興センターの修了証	■	必要	申請者の誓約書	申請者の誓約書
		貸借対照表及び損益計算書（※3） 納税証明書（※1）（※3） その他財務状況に応じた必要な書類	必要	必要		
		誓約書				
5. 法第十一条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類 （規則第2条第5号）	添付5	別紙3に記載された指標の算出根拠を示す資料	必要	必要		
6. 申請者（法第十一条第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。）が法第十一条第四項第五号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類 （規則第2条第6号）	添付6	役員の住民票（※1）（※2） 政令使用人の住民票（※1）（※2）	■	必要	申請者の誓約書	申請者の誓約書
7. 当該申請に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設が規則第九条第二号イ及びロに掲げる基準に適合することを説明する書類 （規則第2条第7号）	添付7	誓約書・保証書	■	誓約書・保証書	申請者の誓約書	申請者の誓約書
8. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が規則第九条第三号イ、ロ及びニ並びに第十条各項に掲げる基準に適合することを説明する書類 （規則第2条第8号）	添付8	誓約書・保証書	■	誓約書・保証書	申請者の誓約書	申請者の誓約書

添付資料	資料番号	書類の具体例	申請者		再委託受託者	
			産業廃棄物 中間処分業者	左記以外	許可業者	許可業者以外
9. 当該施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可を受けていることを証する書類 (規則第2条第9号)	添付9	最新の施設許可証	必要		必要	
10. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合のみ) 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図 (規則第2条第10号イ)	添付10	処理工程図 処理能力計算書 付近の見取図	必要	必要		
11. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合のみ) 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 (規則第2条第10号ロ)	添付11	技術管理者認定講習修了証等	必要	必要		
12. 再資源化により得られる再生部品又は再生資源が法第十一条第二項第四号に規定する者に対して供給されると見込まれることを確認できる書類の写し (規則第2条第11号)	添付12	供給を受ける者との連携が確認できる資料	必要	必要		
13. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合) 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 (法第11条第3項)	添付13	生活環境影響調査結果の写し	必要	必要		
14. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合) 当該廃棄物処理施設に関する法第十一条第二項第九号ニに掲げる計画が規則第十条で定める技術上の基準に適合していることを示す書類 (規則第2条第8号)	添付14	施設の種別に応じた説明資料	必要	必要		

■：最新の産業廃棄物処分業の許可証の添付をもって代えることができる。

なお、一般廃棄物の収集運搬業・中間処分業においては廃棄物処理法において申請書への記載事項及び添付書類について統一的な運用の定めがないことから、一律的に各種添付書類を求めることとしている。

※1：申請日時時点で、発行翌日から3か月以内で最新のもの

※2：旧氏(旧姓)を使用する場合は、旧姓が併記された住民票が必要

※3：直近3年分

【補足説明】

申請者は「高度再資源化事業計画」の認定を申請する際、法第 11 条第 3 項及び規則第 2 条で示される書類を添付する必要がある。

ア 添付 4「申請者が第九条第一号イ及びロに適合することを証する書類」とは、申請者の能力に係る基準として、高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能や、高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類である。ここで、「高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること」は、申請者の事業実施区分に応じ、例えば、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請に関する講習会等の修了証を提出することや、当該高度再資源化事業計画に記載する再資源化に係る廃棄物の処理又は再資源化の実績があること等により証明することが可能である。上記講習会を修了することにより高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有することを証明する場合は、5年以内に受講した講習会の修了証を添付すること。

また、「経理的基礎を有する」とは、利益を計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましく、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。申請者が法人である場合、当該高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類として、以下の書類を添付すること。

- (i) 直前3年の貸借対照表
- (ii) 直前3年の損益計算書
- (iii) 直前3年の法人税の納税証明書

直前3年の実績がない場合、(i) から (iii) までは実績がある範囲で提出し、別途、当該高度再資源化事業を行うために必要な資金及び当該資金の調達方法を記した書類、預金残高証明書、融資証明書等並びに事業の開始及び継続に必要な資金等を確保可能であることを証明できる書類を提出すること。この場合、認定後しばらくの間は、(i) から (iii) までを提出する必要がある。申請者が個人である場合、当該高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを示す書類として、以下の書類を添付すること。

- (i) 資産に関する調書
- (ii) 直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

なお、法人・個人を問わず、事業の開始及び継続に必要な資金について、既に廃棄物処

理業を営んでおり、既存の設備等を活用するため新たな資金を必要としない申請者は、新たな資金を必要としない旨を記載した書類を提出すること。

なお、貸借対照表及び損益計算書の状況に応じて、経理的基礎の有無を詳細に確認するために、以下のような追加書類を提出すること。

(参考) 経理的基礎の有無を詳細に確認するために必要な追加書類

貸借対照表	損益計算書		申請書に追加して添付する書類
直前期の 自己資本	直前期の 経常利益	直前3年間の 経常利益の 平均値	
+	+	+	なし
+	-	+	直前3年の実績及び今後5年間の計画
+	+	-	
+	-	-	
-	+	+	直前3年の実績及び今後5年間の計画 及び中小企業診断士又は公認会計士の 財務診断書
-	+	-	
-	-	+	
-	-	-	

イ 添付5「法第十一条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類」とは、別添の「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」に基づいて「再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標」の算出過程を記した資料である。

ウ 添付11「当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類」（規則第2条第10号ロ）とは、廃棄物処理施設の設置・維持管理を的確に行うための能力を有することを求めており、技術管理者認定証の写し等の書類を指し、別紙10の誓約書に関する添付資料である。具体的には、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習会等の修了証（産業廃棄物処理業に係る講習会修了証ではないことに注意）を添付すること又は廃棄物処理法施行規則第17条において、技術管理者の資格が定められており、当該資格を有することが確認できる書

類を添付することにより証明することが可能である。

上記講習会を修了することにより高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有することを証明する場合は、5年以内に受講した講習会の修了証を添付すること。

技術管理者が役員・政令使用人以外の社員の場合は、社員であることを証する書類（社内組織図等）を添付すること。

(参考) 上記に関連する法・規則の記載箇所

【規則 第2条】

(高度再資源化事業計画に添付すべき書類)

第二条 法第十一条第一項の規定により高度再資源化事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする図面

二 申請者が法人である場合にあつては、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が個人である場合にあつては、その住民票の写し(本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)

四 申請者(法第十一条第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。第六号、第九号及び第九条第一号において同じ。)が第九条第一号イ及びロに適合することを示す書類¹

五 法第十一条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類²

六 申請者が法第十一条第四項第五号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類

七 当該申請に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設が第九条第二号イ及びロに適合すること説明する書類

八 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が第九条第三号イ、ロ及びニ並びに第十条第一項各号及び第二項各号掲げる基準に適合することを説明する書類

九 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設であつて、申請者が当該施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けていることを証する書類

十 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、次に掲げる書類

イ 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図

ロ 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類³

十一 再資源化により得られる再生部品又は再生資源が法第十一条第二項第四号に規定する者に対して供給されると見込まれることを確認できる書類の写し

【法 第 11 条第 3 項】

第十一条

(中略)

- 3 高度再資源化事業計画に前項第九号に掲げる事項を記載する場合には、当該高度再資源化事業計画には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

(略)

【規則 第 7 条】

(生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類)

第七条 法第十一条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
- 二 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- 三 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- 四 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- 五 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- 六 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- 七 その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

【規則 第 10 条第 2 項】

(高度再資源化事業計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十条

(中略)

- 2 再資源化に必要な行為の用に供する廃棄物処理施設に係る法第十一条第四項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 再生部品又は再生資源が製品の部品又は原材料に求められる規格を満たすための設備

又は装置が設けられていること。

- 二 投入された廃棄物から、効率的に再生部品又は再生資源が得られる構造であること。
- 三 安定的に再生部品又は再生資源を供給するために必要な措置が講じられていること。

【規則 第 11 条】

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第十一条 法第十一条第四項第四号ロの環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【規則 第 12 条】

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第十二条 法第十一条第四項第四号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 三 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること。

(3) 留意事項等

登録免許税の支払方法、領収証書の添付

本制度は、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 21 条に基づく登録免許税の課税対象となり、「高度再資源化事業計画」及び「高度分離・回収事業計画」の新規の申請については 1 件につき 15 万円、変更（区域増加の場合に限る。）の申請については 1 件につき 3 万円の登録免許税を納付する必要がある。納付に当たっては、新規の申請の場合、金額が 3 万円を超えることから現金納付に限られ、印紙納付はできない。（区域の増加を伴う変更の申請の場合は 3 万円なので、印紙による納付が可能である。）

登録免許税の支払いは、環境省本省の区域の管轄が麴町税務署のため、麴町税務署宛の納付となる。麴町税務署で直接納付する以外は、各税務署で麴町税務署宛の納付書を入手し、指定の金融機関で必要金額を納付することができる。

申請者は、登録免許税を支払った際の領収証書（写しも可）を申請書類とともに提出する必要がある。支払いの時期は、申請書提出の直前でよいが、事前相談をされる場合には、事前相談が終わった後がよい。

なお、申請書類に不備がある場合は、登録免許税の支払いを済ませていても申請書類を受理できないことに注意する必要がある。

【登録免許税法 第 21 条】

登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書（当該登記等を受ける者が当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して当該登記等の申請を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十六条及び第三十一条第二項を除き、以下同じ。）に貼り付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

3.3. 関連法令との関係性

新規の廃棄物処理施設に設置に当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）、当該地域における条例等を確認の上、必要に応じて所定の手続きを済ませる必要がある。本認定制度により、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置の許可は特例で不要となるが、上記を含め、他の関連法令への対応は別途必要となることに留意されたい。

本章では、例として都市計画法、建築基準法、農地法・農振法との関係性について概要を記す。該当する可能性がある場合は、新規施設の建設を予定している地域の都道府県及び市区町村へも事前に確認や相談を行うことが望ましい。

3.3.1. 都市計画法との関係性

都市計画法第 29 条では、開発行為（建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質の変更）について制限を行っている。新規施設の建設を予定している地域が都市計画区域内（更に、そのうち線引き／非線引きのどちらに該当するかによっても基準が異なる）、準都市計画区域内、それ以外（左記の区域外）のいずれに該当するか、また、開発の規模（面積）によって、開発行為への該当が異なるが、特定の区域における開発行為や一定規模以上の開発行為に該当する場合は、開発許可の取得が必要となる。開発許可の取得に当たっては、許可権者である都道府県・政令市等への申請及び審査を経る必要がある。

3.3.2. 建築基準法との関係性

建築基準法第 51 条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされている。

他方で、同条ただし書により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等には、建築可能となる。

したがって、本認定制度に基づき建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 第 2 号に該当する施設を都市計画区域内に設置する場合は、建築基準法に基づく許可申請を行い、都市計画審議会の議を経て許可を取得する必要がある。

【建築基準法施行令第130条の2の2第2号】

(位置の制限を受ける処理施設)

第百三十条の二の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
 - ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

3.3.3. 農地法・農振法との関係性

農地法では、農地を転用する者や、農地等を転用するために当該土地に係る権利を設定・移転する者は、都道府県知事又は指定市町村の長の許可を受けなければならないこととされている（農地法第4条及び第5条）。また、農振法では、農用地区域（農業振興地域内において農業上の利用を確保すべき土地として指定された地域）に指定されている土地は転用が厳しく制限されており、農振法除外申請を行った上で前述の農地転用の許可を得なければ、農地を他の用途に転用することができないこととされている。したがって、本認定制度を活用して建設しようとしている新規施設の立地予定地域が農地にあたる場合、農用地区域への該否を確認したうえで、農振法除外申請や農地転用の許可申請を行って許可を取得する必要がある。

3.4. 申請書の作成方法

3.4.1. 申請書類の一覧

申請者は、2.2 に記載された書類（申請書、別紙、添付書類の一式）を作成すること。

3.4.2. 様式等

- 申請書類は日本産業規格 A 列 4 番を使用すること。
- 許可証の写し等の添付書類は最新のものを出すこと。
- 資料を添付する際は、資料ごとに見出しをつけ添付資料一覧（P.38 参照）との関連付けを行うこと。
- 申請書類一式を二穴ハードファイル等に綴じ、背表紙に申請者名を記入して提出すること。

※事前相談の段階では、可能な限り電子媒体で提出すること。

第4章 変更認定の申請

4.1. 申請事項及び留意事項

【法 第12条第1項】

(高度再資源化事業計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定高度再資源化事業者」という。）は、同条第二項第四号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

【規則 第16条、17条及び第18条】

(認定高度再資源化事業計画の変更の認定の申請)

第十六条 法第十二条第一項の変更の認定を受けようとする認定高度再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更後の処理の開始予定年月日

(認定高度再資源化事業計画の変更の認定を要しない軽微な変更)

第十七条 法第十二条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十一条第二項第四号に規定する事項の変更であって、高度再資源化事業計画の趣旨の変更を伴わないもの¹
- 二 法第十一条第二項第六号に規定する者に係る変更（第四条第二項に規定する措置を講じている場合に限る。）²であって、次に掲げるもの
 - イ 氏名又は名称の変更
 - ロ 廃棄物の収集又は運搬を行う者の変更
- 三 法第十一条第二項第七号に掲げる施設の変更
- 四 法第十一条第二項第八号に規定する施設の変更
- 五 法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設の変更であって、次に掲げるもの
 - イ 廃棄物処理施設の処理能力（当該処理能力について法第十二条第一項の変更の認定

を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が増大しないもの

- ロ 第五条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に係る変更であって、当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷が増大しないもの
- ハ 第五条第一項第四号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大するものを除く。）
- ニ 第五条第二項各号に掲げる事項に係る変更（同項第一号に掲げる数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられるもの又は同項第二号に掲げる測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものに限る。）

(認定高度再資源化事業計画の変更の届出)

第十八条 法第十二条第二項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更後の処理の開始年月日

【解説】

認定高度再資源化事業者は「認定高度再資源化事業計画」のうち法第11条第2項第4号から第9号に係る事項（P.35 参照）を変更しようとする場合、規則第13条に掲げられる事項を記載した申請書を作成の上、変更申請を行う必要がある。また、申請者は規則第2条に係る書類（P.38 参照）の変更を伴う場合は、変更後の書類を添付する必要がある。

なお、法第12条第1項のただし書きに該当する変更内容は規則第14条に記載のとおりであり、これらの変更を行おうとする場合は「第5章 軽微な変更の届出」を参照し、所定の届出を行うこと。

※認定高度再資源化事業計画に記載した事項を変更する場合は、いずれの変更についても変更届出又は変更認定の手続きが必要であることに留意すること。

1. 「法第十一条第二項第四号に規定する変更であって高度再資源化事業計画の趣旨の変更を伴わないもの」とは、以下の変更等に該当しないもの等を指す。

(例：下記に該当するものは変更認定として扱う)

- 再生部品又は再生資源の大部分の供給を受ける者の変更
- 処理する廃棄物の変更・追加
- トレーサビリティの仕組みの変更 など

2. 「法第十一条第二項第六号に規定する者に係る変更（第四条第二項で規定する措置を講じている場合に限る。）」における規則第4条第2項とは、「法第十一条第二項第六号に規定する者に関する情報について、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が直ちに当該情報を確認することができる措置の有無及び当該措置が講じられている場合にはその内容を付記するものとする。」である。(当該措置については 3.2 申請事項及び留意事項【補足説明】エ 参照)

なお、当該措置を講じていたとしても変更届出の義務自体が省略されるわけではないことに留意すること。

4.2. 申請書の作成方法

上記のとおり認定高度再資源化事業計画に記載した事項を変更する場合は、いずれの変更についても変更届出又は変更認定が必要であることに留意すること。

変更届出及び変更認定申請においては、変更箇所を明確にした資料を作成し、認定高度再資源化事業計画に添付した図面等に変更が生じた場合は、変更後の図面等を添付すること。

なお、変更認定の対象となる事業の実施に当たっては、事業実施前に国の認定が必要なため、十分な準備期間を確保し、変更認定申請を行うこと。

第5章 軽微な変更の届出

5.1. 届出事項及び留意事項

【法 第12条第2項】

(高度再資源化事業計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定高度再資源化事業者」という。）は、同条第二項第四号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定高度再資源化事業者は、前項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号から第三号まで若しくは第十号に掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

【規則 第17条及び第18条】

(認定高度再資源化事業計画の変更の認定を要しない軽微な変更)

第十七条 法第十二条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十一条第二項第四号に規定する事項の変更であつて、高度再資源化事業計画の趣旨の変更を伴わないもの
- 二 法第十一条第二項第六号に規定する者に係る変更（第四条第二項に規定する措置を講じている場合に限る。）であつて、次に掲げるもの
 - イ 氏名又は名称の変更
 - ロ 廃棄物の収集又は運搬を行う者の変更
- 三 法第十一条第二項第七号に掲げる施設の変更
- 四 法第十一条第二項第八号に規定する施設の変更
- 五 法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設の変更であつて、次に掲げるもの
 - イ 廃棄物処理施設の処理能力（当該処理能力について法第十二条第一項の変更の認定を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であつて、当該変更によって当該処理能力が増大しないもの
 - ロ 第五条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に係る変更であつて、当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷が増大しないもの
 - ハ 第五条第一項第四号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大するものを除く。）
 - ニ 第五条第二項各号に掲げる事項に係る変更（同項第一号に掲げる数値の変更であつ

て、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられるもの又は同項第二号に掲げる測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものに限る。)

(認定高度再資源化事業計画の変更の届出)

第十八条 法第十二条第二項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更後の処理の開始予定年月日

【解説】

申請者は「認定高度再資源化事業計画」に関する軽微な変更（該当する項目は規則第 17 条に記載のとおりであり、法第 11 条に係る事項については P.35 参照）を行おうとする場合、届出書を作成の上、環境大臣に届け出なければならない。

また、申請者は規則第 2 条各号に係る書類（P.43 参照）の変更を伴う場合は、変更後の書類を添付する必要がある。

※認定高度再資源化事業計画に記載した事項を変更する場合は、いずれの変更についても変更届出又は変更認定の手続きが必要であることに留意すること。

5.2. 届出書の作成方法

上記のとおり認定高度再資源化事業計画に記載した事項を変更する場合は、いずれの変更についても変更届出又は変更認定が必要であることに留意すること。

変更届出及び変更認定申請においては、変更箇所を明確にした資料を作成し、認定高度再資源化事業計画に添付した図面等に変更が生じた場合は、変更後の図面等を添付すること。

なお、変更届出は変更事由が発生してから 30 日以内に行うこと。

第6章 廃止届出

6.1. 該当事案

【規則 第19条】

(認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業の廃止の届出)

第十九条 認定高度再資源化事業者は、認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

【解説】

規則第19条に記載のとおり、申請者は速やかに廃止を届け出る必要がある。

6.2. 廃止届出書の作成方法

交付済みの認定証原本を添えて、廃止後、速やかに届出を行うこと。

第7章 認定後に適用を受ける規定

7.1. 再資源化の実施の状況の報告

【規則 第20条】

(高度再資源化事業の実施の状況に関する報告)

第二十条 認定高度再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定の年月日及び認定番号
- 三 当該一年間に処理した廃棄物の種類及び種類ごとの数量
- 四 当該一年間に再資源化を実施した廃棄物の種類ごとの数量及び利用方法
- 五 当該一年間における法第十一条第二項第四号に規定する指標に係る実績
- 六 法第八条第一項各号に規定する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況

【解説】

規則第20条に記載のとおり、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における認定高度再資源化事業計画に係る高度資源化事業の実施の状況に関し、規則に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

7.2. 報告の徴収、立入検査

【法 第44条】

(報告の徴収)

第四十四条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定高度再資源化事業者に対し、認定高度再資源化事業計画に従って行う高度再資源化事業の業務の状況に関し報告させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定高度分離・回収事業者に対し、認定高度分離・回収事業計画に従って行う高度分離・回収事業の業務の状況に関し報告させることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告させることができる。

【法 第45条】

(立入検査)

第四十五条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定高度再資源化事業者又は認定高度分離・回収事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録調査機関の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定高度再資源化事業者に対し、業務の状況に関する報告の徴収、又は、事業所等への立入検査（以下「報告徴収等」という。）を実施することができる。認定高度再資源化事業者は、報告徴収等の求めに適切に対応する必要があり、検査を拒み、妨げ、虚偽の報告をした場合には罰則が適用される。

環境省では、必要に応じて報告徴収等を実施することとしているが、特に、認定を受けた後に、当該事業計画に基づき設置した廃棄物処理施設の使用前や当該事業の開始前においては、原則、土地等の使用権原の確認のため、報告徴収等を実施する運用を想定しており、認定高度再資源化事業者においては、当該事業計画に基づき設置した廃棄物処理施設の使用前や、当該事業の開始前においては、積極的に環境省に情報共有されたい。

なお、認定高度再資源化事業者に対しても、廃棄物処理法に基づく都道府県等による報告徴収等は可能であり、それら求めに事業者は適切に対応する必要があることに留意されたい。

7.3. 認定後に適用される各種基準について

(1) 処理基準について

認定高度再資源化事業者については、産業廃棄物の処理に当たって、法独自の基準が適用される。

※一般廃棄物の処理に当たっては、いずれの認定についても廃棄物処理法における一般廃棄物処理基準が適用される。

【法 第13条】

(廃棄物処理法の特例)

第十三条 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

(中略)

4 認定高度再資源化事業者又は前項に規定する者（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に限る。）は、政令で定める基準に従い、当該収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。この場合において、廃棄物処理法第十六条の二第一号及び第十九条の五第一項の規定の適用については、同号中「産業廃棄物処理基準又は」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十三条第四項の政令で定める基準又は」と、同項中「産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準」とあるのは「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十三条第四項の政令で定める基準又は産業廃棄物保管基準」とする。

(略)

【令 第6条】

(認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準)

第六条 法第十三条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(3) 産業廃棄物の種類、数量及び性状を勘案して仕切りを設けることその他の当該産

業廃棄物が高度再資源化事業の実施に支障を及ぼす物と混合するおそれのないように必要な措置を講ずること。

- ロ 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ニ 運搬車又は船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次によること。
 - (1) 環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨その他の産業廃棄物の収集又は運搬に関し必要な事項をその車体又は船体の外側に見やすいように表示すること。ただし、当該事項を確認するために必要な措置が講じられているものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
 - (2) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
- ホ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - (2) 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - (3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ヘ 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）のために必要な場合を除き、行ってはならないこと。
- ト へに規定する積替えのために必要な産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
 - (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (i) 屋根、囲いその他の構造又は設備を有する施設であることにより、その産業廃棄物の変質を防止し、高度再資源化事業の実施に適した性状で保管することができること。
 - (ii) 環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を外部から見やすい掲示板に表示すること。
 - (2) 保管の場所から産業廃棄物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (i) 保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - (ii) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げ

られた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(iii) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(iv) その他環境省令で定める措置

(3) 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(4) 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、消火設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。

(5) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

二 産業廃棄物の処分に当たっては、前号イ、ロ及びトの規定の例によるほか、次によること。

イ 認定高度再資源化事業計画（法第十二条第三項に規定する認定高度再資源化事業計画をいう。）に基づき再資源化（法第二条第一項に規定する再資源化をいう。以下このイ及び第九条第一号において同じ。）を実施するために分別し、収集した産業廃棄物は、適正に再資源化を実施するようにすること。

ロ 産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

ハ 産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下このハにおいて同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により産業廃棄物を処理する設備をいう。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

【解説】

概ねの基準は産業廃棄物処理基準を基本としつつ、以下の部分について、必要な廃棄物の排出・回収が不安定な場合・地域等であっても安定した再生材の供給が可能となるように独自の規定としている。

- 収集運搬に係る積替え保管、及び、中間処分に係る保管の数量の上限は設けないこと
- 積替え保管及び中間処分に係る保管において、火災等の事故を防止するための適切な対策が講じられていること
- 積替え保管及び中間処分に係る保管は、安定した品質管理を確保するために屋根、囲いその他の構造又は設備を有する施設において保管しなければならないこととすること
- 保管施設の掲示には、再生部品・再生資源の供給を受ける者のうち、主たるものの氏名

又は名称を記載すること

産業廃棄物処理基準については、取り扱う廃棄物の種類に応じ、その運搬能力・処理能力に一定の係数を乗じた数量を保管上限としているが、法においては、一律に当該規定を設けないこととする。

一方で、再生材の品質等の確保が求められることから、保管の場所については、以下の例示にならない、屋根、囲いその他の構造又は設備を有する施設であることが必要である。

(例)

- 屋内で保管する。
- 廃棄物の種類や性状に応じた容器で保管する。

また、認定高度再資源化事業者へ適用される基準として、当該認定は、廃棄物の収集から供給までを一体的に評価するものであることから、「再資源化を実施するために分別し、収集した産業廃棄物は、適正に再資源化を実施するようにすること」の規定を設けた。

(2) 運搬車・船舶の表示義務

認定高度再資源化事業計画において使用される運搬車・船舶については、以下の規定により認定高度再資源化事業計画に関する掲示等が必要になる。

<一般廃棄物関係>

【規則 第14条】

(運搬車又は船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る表示の基準)

第十四条 認定高度再資源化事業者（認定高度再資源化事業計画に法第十一条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次条において同じ。）は、運搬車又は船舶を用いて当該認定高度再資源化事業計画に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨及び当該認定高度再資源化事業計画に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称を当該運搬車又は船舶の外側に見やすいように表示するものとする。ただし、常時かつ即時のトレーサビリティを確保するための仕組みを有し、かつ、第四条第二項に規定する措置を講じている場合は、この限りでない。

【規則 第15条】

(運搬車又は船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る書面の備付けの基準)

第十五条 認定高度再資源化事業者は、運搬車又は船舶を用いて当該認定高度再資源化事業計画に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は船舶に法第十一条第一項の認定を受けたことを証する書面を備え付けるものとする。

2 前項の書面は、第十三条に規定する認定証の写しとする。

<産業廃棄物関係>

【令 第6条】

(認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準)

第六条 法第十三条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

(中略)

ニ 運搬車又は船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次によること。

(1) 環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨その他の産業廃棄物の収集又は運搬に関し必要な事項をその車体又は船体の外側に見やすいように表示すること。ただし、当該事項を確認するために必要な措置が講じられているものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

(2) 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

【規則 第23条】

(運搬車又は船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る表示の基準)

第二十三条 令第六条第一号ニ(1)の規定による表示は、認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨及び当該認定高度再資源化事業計画に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称を当該運搬車又は船舶の外側に識別しやすい色で見やすいように表示するものとする。

2 令第六条第一号ニ(1)ただし書の環境省令で定める場合は、常時かつ即時のトレーサビリティを確保するための仕組みを有し、かつ、第四条第二項に規定する措置を講じている場合とする。

【規則 第24条】

(運搬車又は船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る書面の備付けの基準)

第二十四条 令第六条第一号ニ(2)の環境省令で定める書面は、第十三条に規定する認定証の写しとする。

【規則 第4条】

第四条 法第十一条第二項第六号に規定する者が法人である場合にあつては、高度再資源化事業計画に法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同

じ。)を付記するものとする。

2 法第十一条第二項第六号に規定する者に関する情報について、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が直ちに当該情報を確認することができる措置の有無及び当該措置が講じられている場合には、その内容を付記するものとする。

【解説】

<運搬車・船舶の表示義務について>

一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬いずれについても、認定高度再資源化事業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、運搬車又は船舶を用いて当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、「当該一般（産業）廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨」「当該認定高度再資源化事業計画に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称」を当該運搬車又は運搬船の外側に識別しやすい色で見やすいように表示しなければならない。

なお、表示方法は任意であるが、運搬車又は運搬船の外側に識別しやすい色で見やすいように表示すること（文字の大きさに指定はない。）。

また、規則第14条及び令第6条第1号ニのただし書きのとおり「常時かつ即時のトレーサビリティを確保するための仕組みを有し、かつ、第四条第二項で規定する措置を講じている場合」は当該表示義務が免除される。

ここでいう「常時かつ即時のトレーサビリティを確保するための仕組み」とは廃棄物の収集、運搬及び処分並びに再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者への引渡しの行程において、廃棄物の種類、数量、性状及び所在の全てが、概ねリアルタイムで確認できる仕組みを指す。

加えて「第四条第二項で規定する措置を講じている場合」とは、法第11条第2項第六号に規定する者（再委託受託者）の最新の情報を環境省が時間帯に限らず確認できる措置が講じられている有無を指す。

具体的な例は以下のとおり。

(例)

- 最新の再委託受託者リストが掲載されているHPのアドレスを環境省と共有する
- 最新の再委託受託者リストを管理しているシステムの閲覧者IDを環境省に付与する
- 再委託受託者のリストを更新した後、直ちに（少なくとも当日中に）そのリストを環境省にメールで共有する

※当該措置を講じた場合でも、変更届出の提出が免除されるものではない。

<書面の備え付けについて>

認定高度再資源化事業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）は、運搬車又は船舶を用いて当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、認定証の写しを当該運搬車又は船舶に備え付けなければならない。

なお、当該規定については廃棄物処理法における書面の備え付け義務と同様に「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存が認められている。

(3) 再委託に係る基準

廃棄物処理法においては一般廃棄物については廃棄物処理法第7条第14項により再委託が禁止されており、産業廃棄物については廃棄物処理法第14条第16項より原則再委託が禁止されている。

一方で、法における高度再資源化事業における申請者については、法第13条第5項の廃棄物処理法の特例における上記再委託規定において一般廃棄物処理業者（産業廃棄物処理業者）にみなされないため、再委託が可能としている。

なお、法13条第6項の規定により、申請者からの再委託受託者は、上記再委託禁止の規定が適用されるため、（排出事業者から見ての）再々委託は認められない。

認定高度再資源化事業者は、その処理を収集運搬事業者及び処分事業者に再委託する場合は、慎重に適正な事業者を選定するとともに、欠格要件に該当した場合の損害賠償や報告の義務を契約書中に設けること等により、不測の事態の未然防止を図るように努めること。

なお、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」(<https://www2.sanpainet.or.jp/shobun/>)において、都道府県・政令市により産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消された事業者に関する情報を検索することができる。

加えて、廃棄物処理法第3条で規定されている、いわゆる排出事業者責任は法の運用においても引きつづき適用されるため、排出事業者と処理業者の直接契約等の義務は課せられる。

また、再委託の実施に当たっては、下記の規定に従う必要がある。

【令 第5条】

(認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準)

第五条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。
 - イ 委託に係る産業廃棄物の種類及び数量
 - ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - ハ 産業廃棄物の処分（再生を含む。以下同じ。）を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力
 - ニ その他環境省令で定める事項

【規則 第21条】

(認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託契約に含まれるべき事項)

第二十一条 令第五条第一号ニの環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託契約の有効期間
- 二 認定高度再資源化事業者が受託者に支払う料金
- 三 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- 四 認定高度再資源化事業者の有する委託に係る産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ 当該産業廃棄物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ハ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 五 委託契約の有効期間中に委託に係る産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 六 委託契約に係る業務終了時の受託者の認定高度再資源化事業者への報告に関する事項
- 七 委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る産業廃棄物の取扱いに関する事項

第8章 本制度に関する問い合わせ先

＜専用コールセンター＞

電話番号：03-6759-6027

Eメール：circular@sanpainet.or.jp

※電話お問い合わせ可能時間：平日の午前9時30分から午後5時30分

ただし、12時から13時及び以下の日にちを除く。

令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）

Ⅰ 改訂履歴

改訂月	改訂内容
令和7年10月	暫定版公表
令和7年11月	公表
令和7年12月	旧氏対応について追記